

都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、観音寺都市計画道路事業について次のとおり公告する。

令和8年3月13日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 都市計画事業の種類及び名称
観音寺都市計画道路事業 3・5・20号 柞田川右岸線
- 2 施行者の名称
香川県
- 3 事務所の所在地
高松市番町四丁目1番10号
- 4 事業地の所在
収用の部分 香川県観音寺市柞田町、南町三丁目及び南町四丁目地内
使用の部分 香川県観音寺市南町三丁目及び南町四丁目地内